

事業者向け よくあるご質問

NO.	カテゴリー			質問	回答
1	概要	全体	共通	対象期限はいつまでですか。	【被災住宅の所在地が(岩手県・宮城県・福島県)の場合】 2024年12月31日までに引渡しを受けた住宅が対象です。 ※被災住宅が福島県の一部地域(「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」)に所在する場合、対象となる引渡期限は2025年12月31日です。 【被災住宅の所在地が(岩手県・宮城県・福島県)以外の場合】 2021年12月31日までに引渡しを受けた住宅が対象です。 ただし、契約日が以下の場合、対象となる住宅の引渡期限が、2021年12月31日から2022年12月31日に延長となります。 ・建築(工事請負契約)の場合:2020年10月1日から2021年9月30日まで ・購入(不動産売買契約)の場合:2020年12月1日から2021年11月30日まで ・補修(工事請負契約)の場合:2020年12月1日から2021年11月30日まで
2	概要	全体	共通	住まいの復興給付金制度を申請するにあたり、所得による申請制限・給付金額の差はありますか。	本制度では、所得による申請の制限、給付の差はありません。
3	概要	併用	共通	他の補助金との併用はできますか。	本給付措置は、消費税率引上げに伴う被災者の住宅再取得者の負担を軽減するために実施するものであり、併用可能です。 ただし、すまい給付金など一部の補助金で重複申請を行うことができません。
4	概要	併用	共通	すまい給付金との併用はできますか。	すまい給付金との併用はできません。
5	要件・対象	手続代行者	共通	「手続代行」とは何ですか。	対象住宅の建築工事・販売事業者等など、本来の申請者および共同申請者と異なる者が、申請者または代表申請者から申請の委任を受け申請の手続きを行うことをいいます。 申請を手続代行者が行う場合、申請書類に不備や確認事項が生じた場合は、手続代行者宛に連絡を行います。 なお、給付金は申請者(共同申請者の場合は代表申請者)の口座に振り込まれます。
6	要件・対象	手続代行者	共通	事業者(手続代行者)等が給付金を受け取れますか。	事業者(手続代行者)等は給付金を受け取れません。
7	要件・対象	住宅	建築・購入	り災証明書等で「一部損壊」の認定を受けましたが、取り壊しをせず、別の土地に住宅を再取得しました。給付申請は出来ますか。	「一部損壊」の認定を受けた被災住宅は、取り壊しをしていることが給付対象要件となります。取壊しをしていないのであれば、申請することはできません。
8	書類	申請書	共通	申請書はどこで入手できますか。	申請書は以下URLよりダウンロードし、ご使用ください。 また、被災自治体にも設置しておりますので、事前に在庫状況を確認し、入手してください。 【建築・購入 申請書】 https://fukko-kyufu.jp/download/apply_01.html 【補修 申請書】 https://fukko-kyufu.jp/download/apply_02.html
9	書類	申請書	共通	「申請書」や「添付書類」はカラーで出力する必要がありますか。	申請書、添付書類の出力について、カラーの必要はありません(白黒で結構です)。
10	書類	申請書	共通	「申請書」や「添付書類」は、両面印刷を行っても良いですか。	片面印刷を行なってください。
11	書類	申請書	共通	床面積とはどこを指しますか。給付対象となる再取得住宅の床面積は、図面等に記載されている床面積で良いですか。	登記上の床面積をさします。 1)区分所有の場合は専有部分の面積 2)不動産登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の面積を指します。 「共同住宅」の場合は、被災住宅の所有者(代わる者)が居住する部屋の床面積を指します。 また、建築・購入の場合は、給付される床面積の上限は175㎡で、上限を超える場合は175㎡分の給付となります。 再取得住宅の登記事項証明書・謄本に記載されている床面積の合計が給付対象となりますので、そちらを記入してください。
12	書類	不動産登記	共通	「不動産登記における登記事項証明書」の代わりに「登記完了証(登記情報提供サービスを出力した書類)等」の提出でも良いですか。	「登記完了証(登記情報提供サービスを出力した書類)等」では受付できません。 対象住宅の不動産登記における、履歴事項全部証明書(原本)を提出してください。
13	書類	住民票	建築・購入	いつ発行された「住民票」を提出すれば良いですか	再取得住宅に居住していることを確認するため、不動産登記に書かれている新築日以降、かつ、提出時点より3カ月以内に発行された住民票を提出してください。
14	書類	契約書	補修	「契約書」の代わりに見積書や請求書を提出しても良いですか。	見積書・請求書では有効書類とはなりません。 工事請負契約書をご用意ください。
15	書類	契約書	補修	住宅の補修に係る「契約書」に変更があり、(覚書や変更契約書等)複数あります。どれを提出すれば良いですか。	申請書 別紙②工事請負契約書が複数の場合の工事確認書を記入の上、すべての契約書のコピーを提出してください。
16	書類	契約書	建築・購入	「住宅の再取得に係る契約書」に何が記載項目として必要ですか。【工事請負契約の場合】	下記内容が確認できる「工事請負契約書」をご提出ください ・契約日 ・契約内容(新築の注文住宅の工事または住宅の建替え工事の記載があること) ・建築した住宅の住所 ・工事代金(消費税率または消費税額の記載があること) ・発注者名及び押印 ・請負者名及び押印
17	書類	契約書	建築・購入	「住宅の再取得に係る契約書」に何が記載項目として必要ですか。【不動産売買契約の場合】	下記内容が確認できる「不動産売買契約書」をご提出ください ・契約日 ・契約内容(新築の分譲住宅の売買または中古住宅の売買の記載があること) ・購入した住宅の住所 ・購入代金(消費税率または消費税額の記載があること) ・購入者名及び押印 ・販売者名及び押印

事業者向け よくあるご質問

NO.	カテゴリー			質問	回答
18	書類	契約書	補修	「住宅の補修工事に係る契約書」に何が記載項目として必要ですか。	下記内容が確認できる「工事請負契約書」をご提出ください ・契約日 ・契約内容(被災住宅の補修工事の記載があること) ・補修した被災住宅の住所 ・工事代金(消費税率または消費税額の記載があること) ・発注者名及び押印 ・請負者名及び押印
19	書類	契約書	共通	電子契約の場合、注文者、発注者の印が省略されているのですがそのまま提出して良いですか。	電子契約書と併せて、電子契約書に記載されている書類IDや操作日時などと一致する「合意締結証明書」や「電子契約締結証明書」等を提出してください。
20	書類	領収書	補修	「領収書」の記載項目には何が必要ですか。	下記内容が確認できる「領収書」をご提出ください ・補修工事の発注者(領収書の宛名) ・工事金額(消費税率または消費税額の記載があること) ・申請する補修工事の領収書であることの但し書き ・領収書の発行者名(工事施工者)及び押印 ・収入印紙が貼ってあること
21	書類	領収書	補修	振込により代金の支払いを受けたため、「領収書」の代わりに振込依頼書等のコピーを提出しても良いですか。	契約書等に「領収書を発行しない」と明確な記載のある場合を除き、工事代金は領収書のコピーにて確認させていただきます。
22	書類	中古住宅販売証明書	建築・購入	「中古住宅販売証明書」はどこで入手できますか。	「中古住宅販売証明書」は以下URLよりダウンロードし、ご使用ください。 https://fukko-kyufu.jp/images/download/apply_01_02_05.pdf
23	書類	中古住宅販売証明書	建築・購入	中古住宅の販売に仲介事業者がいる場合、「中古住宅販売証明書」を発行するのは誰ですか。(仲介事業者が作成しても良いですか。)	中古住宅販売証明書は、対象住宅を販売した宅地建物取引免許を有する販売者が作成してください。
24	書類	補修工事証明書	補修	申請者が写真を撮り忘れたそうですが、どうすれば良いですか。	東日本大震災の被災箇所を補修した工事であることを証明し、補修工事証明書が発行された場合は申請の対象となります。証明できない場合、申請の対象とはなりません。補修前の写真を貼付する箇所に、補修前の補修箇所の状況等を記載いただき、補修後の写真を貼付の上、作成してください。また、補修中の写真がある場合は、補修前の写真を貼付する箇所に補修中の写真を貼付し作成してください。
25	書類	補修工事証明書	補修	工事施工者が作成している報告書を補修工事証明書の代わりとして良いですか。	補修工事証明書は本制度の指定書式の為、ご記入をお願いします。補修工事内容確認書については、工事箇所・被災状況・工事方法等の記載があれば、工事施工者の方のフォーマットを使用いただいても結構です。また、工事前後の写真は別添としていただいても結構です。
26	書類	通知	共通	手続代行者として申請を行いました。不備・不足の書類は直接申請者に送ってほしいのですが可能ですか	申請書に手続代行者様のご記入がある場合、提出から給付金交付が完了するまで手続代行者様にご対応いただくこととなっております。「不備内容のお知らせ」は手続代行者様へお送りいたしますので、不備解消のご協力をお願いいたします。
27	申請方法	郵送	共通	複数の申請を一つの封筒で送付しても良いですか。	複数の申請を一つの封筒に入れて郵送する場合は、封筒に「複数申請書在中」と記入してください。また、申請1件ごとにまとめて、複数の申請書類がバラバラにならないように送付してください。
28	申請方法	審査	共通	不備の修正に期限はありますか。	長期間不備が解消しない場合、申請の取り下げを行い、再申請していただく場合があります。「不備内容のお知らせ」到着後は、お早目に不備解消をお願いします。
29	申請方法	審査	共通	申請後(審査中)に事務局から連絡がありますか。	申請に不備や確認事項がある場合、代表申請者(手続き代行者が指定されている場合は手続き代行者)へ連絡いたします。連絡手段(電話、通知)は内容により異なります。
30	申請方法	審査	共通	審査(承認)後、事務局から連絡はありますか。(どのようなものがあって誰宛に届くのですか。)	審査完了後、振込予定日を記載した「振込のお知らせ通知」を申請者本人宛に発行いたします。
31	申請方法	審査	共通	審査にはどのくらい時間がかかりますか。	申請いただいた書類の内容に不備がなければ、申請書を送っていただいた日から給付金のお振込みまで、約1か月半から2か月程度となっております。ご案内した日数は目安となりますので、申請内容によってはお時間をいただく場合があります。
32	申請方法	審査	共通	申請書類の郵送先はどこですか。	〒983-8799 仙台東郵便局私書箱15号 「住まいの復興給付金申請係」行へご郵送ください。 送付の際は、郵便の追跡サービス(簡易書留や特定記録郵便等)をご利用して頂くようお願い致します。